

武田問題対策連絡会

(共同代表) 青柳 節子 様
木村 直人 様
小林 麻須男様
斎藤 勝彦 様
宮澤 政文 様
平倉 誠 様

藤沢市長
海老根 靖典



「藤沢市長に対する再質問状(大清水浄化センターへの武田薬品バイオ排水受入れについての藤沢市長の3月24日付回答に対する再質問)」について
(回答)

日ごろより、市政運営にご協力をいただきありがとうございます。

2009年4月30日付の再質問状について、次のとおり回答いたします。

(仮称)武田薬品工業新研究所からの排水は、同研究所が重金属類等処理困難物質の分別回収を行い法令に基づき適切に処分し、またバイオ排水は不活化処理を行うこととしており、大清水浄化センターで処理可能な排水となります。また、浄化センターの放流水(処理水)については、定期的な水質検査によって、法令が定める排水基準を遵守していることを確認していることから、標記質問並びに要請に対する本市の見解につきましては、別紙のとおりでございます。

なお、市民の健康不安、環境保全の観点につきまして、本市と事業者において、「環境保全に係わる協定」を締結し、排水を含む環境負荷の低減を協働で進め、住民の方々の不安を解消するよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解下さいますようお願いいたします。

以上

(事務担当 土木計画課
環境保全課)



別紙 質問・要請に対する回答

質問・要請要旨	回答
<p>1 武田の排水処理に関し、藤沢市の行政実務の面で重要なポイントを以下の5項目に絞ってみました。解り易くお答えいただきたい。</p> <p>(1)大清水浄化センター建設にかかる基本協定書に示された藤沢市方針と武田新研究所に対する取扱いとの矛盾について</p> <p>【質問 A】</p> <p>①工場協定第2条では、工場からの排水のうち生活系排水は污水管へ放出可としているが、住民基本協定第2条では大清水浄化センターには工場排水を受け入れないとなっており、矛盾があると思われる。<u>工場排水の定義と併せ説明願いたい。</u></p> <p>②工場協定第1条で、工場排水とは洗浄用、冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水とされているが、今回、武田が排出するボイラー水、スクラバー排水、冷却排水等は工程排水と同質のものではないか。また、新研究所は薬生産の一工程に相当するものであり、薬品素材開発工場でないか。</p> <p>【質問 B】</p> <p>①工場協定第3条には、工場を譲渡した第三者の譲受人にも効力がおよぶとあるが、武田薬品の場合、第三者どころか当事者であり、効力がおよばないと市が考える根拠はなにか。</p> <p>②研究所だからという理由も、当初工場協定を締結した約50社の中に研究所も含まれており、矛盾してないか。</p> <p>③武田薬品に対する措置は、現在も協定を遵守している他の工場、研究所に対し、著しくバランスを欠き、なし崩し的に協定書をなきものにする措置と思われるが。</p>	<p>1 に対する回答</p> <p>(1)に対する回答</p> <p>【質問 A】</p> <p>① 基本協定書と事業者との協定書の締結にあたっては、双方を並行して協議してきましたので、住民側も事業者との協定書の内容は理解したうえで基本協定書を締結したものと解釈しております。</p> <p>基本協定書の工場排水とは、協定を締結した事業場の生産工程から排出され処理場で処理できない物質を含む排水を示しており、処理場で処理できる生活系排水とは区別しています。従って事業者との協定書第2条では、生活系排水は污水管へ排出するものとしています。</p> <p>② また、武田薬品の新研究所は生産工程を持たないため、基本協定書の工場排水にはあたらないものと解釈しております。</p> <p>【質問 B】</p> <p>① 武田薬品(株)湘南工場は、平成18年3月1日をもって、工場立地法上の「特定工場廃止届」が提出され、工場が法的にも正式に廃止となったことから、その時点で工場を前提にした工場協定は効力がなくなると判断しているところでございます。</p> <p>② なお、当初工場協定を締結した事業所には、名称が研究所となっているものもありますが、研究所内に生産工程を有していたため協定を締結したものです。</p> <p>③ 他の事業所においても廃止された場合は同様の扱いをしており、特別ではありません。</p>

(2) 武田バイオ排水を大清水浄化センターに受け入れを決定した藤沢市と武田薬品との協議の経過を公開せよ

① 藤沢市が住民の安全を担保するために、武田の施設・装置の仕様設計、SOP(標準作業手順書)の内容を含む運転・プロセス管理計画、排水出口のモニタリング検査及びそれに基づく協議を、どのような基準とタイミングで行う予定なのか、我々住民は、いつその中身を知ることができるのか、お答え願いたい。

② 新研究所の排水処理問題について、武田薬品、藤沢市のやりとりの中で、大清水協定問題がいつ協議されたか。また、特定工場廃止届けが提出され、工場を前提とした協定は無効となったとの市の判断をいつ武田に伝えたのか、お答え願いたい。

(3) 藤沢市の、安易な大量の武田バイオ排水を大清水浄化センターへ受け入れることの危険性

① 遺伝子組み換え実験の結果、現在の自然界に存在しない微生物が日々生成され、この一部が公共の下水道に排出される(滅菌処理は完璧ではない)。

② 浄化センターでバイオ排水に含まれる微生物がいつそう増殖培

(2) に対する回答

① 施設の安全面における具体的な内容についてですが、施設・装置の仕様設計については特定施設の設置届において確認し、SOP及び排水モニタリングの内容については、今後締結する協定の中で確認することとしております。また、公開内容及び時期につきましては、今後事業者との協議が必要になると考えております。

(事務担当 下水道業務課)

② 武田薬品(株)湘南工場については、平成18年3月1日付の工場立地法上の「特定工場廃止届」をもって、事実上、廃止となっております。その約1年後には、遊休地の新たな土地利用計画として新研究所の立地計画が立案され、その計画地が公共下水道の計画区域に位置することから、必然的に事業者及び下水道管理者ともに研究施設からの排水として取扱うことになっております。事業者との協議は、神奈川県環境影響評価条例手続き経過で行っており、排水計画を含めた総合的な意見を回答しております。

(事務担当 土木計画課)

(3) に対する回答

微生物使用実験及び動物使用実験の実施にあたっては、カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)により、執るべき拡散防止措置を講じることとされており、生成した遺伝子組換え生物等が公共下水道を含む系



別紙 質問・要請に対する回答

質問・要請要旨	回答
<p>養される危険性がある。また、その過程で新たな新生物が生成される危険性がある。</p> <p>③ バイオ汚染排水の方が、弱肉強食戦争に勝って浄化センターの微生物を捕食し浄化センターの機能を破壊してしまう恐れがある。</p> <p>④ 大量の(強制罹病させた)動物からの排泄物にはバイオ新生物や病原菌が含まれるが、アセス評価書によれば、これらは滅菌処理されずに下水道に流される。これには①の未知の微生物も含まれるので、今の浄化センターでは浄化できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的裏付け、明確な水質管理データも取らないバイオ排水の受入は、住民の安全を危機にさらすものであるといわなければならないが、再度、市の見解を問う。 ・ 武田薬品から大清水浄化センターまで4km近い下水管を通して排出されるが、この間に村岡ポンプ場があり、武田の排水が浄化センターへ行き着くまでにバイオ公害発生の可能性も生まれるが、市の見解を問う。 <p>(4) 水質管理についての藤沢市の回答の問題点</p> <p>武田研究所からの排水の水質について、滅菌条件をモニタリングすることで管理されるものとしているが、排出段階で培養テストをおこない、滅菌の有無を最終的に確かめることが不可欠と考えるが、再度市の見解を問う。</p>	<p>外へ漏洩することはありません。</p> <p>また、バイオ施設からの排水を含む下水によって、下水道諸施設に障害が生じたという事例はございません。</p> <p>大腸菌群数をはじめとする細菌類については、生活排水に通常含まれる細菌類と同様、下水処理場において処理可能な項目とされています。</p> <p>大清水浄化センターの放流水(処理水)については、水質等管理計画に基づき、精密試験(法定検査)をはじめとする定期的な水質検査によって、水質汚濁防止法等が定める排水基準を遵守していることを確認しているところです。</p> <p>今後も、さらに良好な水質を得られるよう事業場への指導はもとより、浄化センターにおける維持管理についても最大限の努力を傾注してまいります。</p> <p>(事務担当 土木維持課大清水浄化センター)</p> <p>(4) に対する回答</p> <p>排水については下水道法、カルタヘナ法等の関係法令を遵守し放流されるため、生物処理が可能な排水であります。</p> <p>なお、遺伝子組み換え実験等の過程で生じた排水については P1, P2 を含め全て不活性化処理を行うとされて</p>

質問・要請要旨	回答
<p>(5) 藤沢市の武田薬品バイオ排水の受入は、県のバイオ排水自己処理指針に反する行為</p> <p>県バイオ指針で事業者は、排出防止施設の設置、廃棄物の自己処理責任が規定されている。しかし、バイオ排水のうち滅菌処理されるのは全体の約7%で、培養テストも行わず公共下水道で最終処理する。どのような微生物を使用するか武田は知っているのだから、武田はその培養テストをすべきである。市では確かめる術がない。2,300m³/日の排水を公共下水道に放流せず、自己処理責任として武田が自ら処理するべきである。再度市の見解を問う。</p>	<p>おり、オートクレーブによる滅菌処理における実際の運用に当たっては、生物学的インジケーター等を用いて滅菌条件を設定し、日常的には装置のタイマーと温度センサーで滅菌条件をモニタリングし管理することで問題ないと捉えております。</p> <p>(事務担当 下水道業務課)</p> <p>(5) に対する回答</p> <p>神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針では、遺伝子組換え実験に係る廃棄物の自己処理責任が規定されております。想定される廃棄物は、遺伝子組換え実験に使用した、実験器具、実験材料、実験衣等で、これらはオートクレーブで高温高圧で滅菌処理した後、専門の廃棄物処理業者に処理を委託します。また、遺伝子組換え実験に係る液体についても廃棄物と同様に、オートクレーブで高温高圧で滅菌処理します。処理後の液体には微生物等は生存していないため、公共下水道へ排水します。なお、廃棄物の自己処理責任とは、排出事業者が安全に最終処分されたことを確認することであり、処理を委託することについては問題ありません。</p> <p>(事務担当 環境保全課)</p>
<p>2 追加質問事項</p> <p>(1) 藤沢市の違法な気象データを使用した武田薬品の環境予測評価の取扱いについて</p> <p>① 藤沢市は、藤沢市役所大気環境測定局気象計について、気象業務法の届出を行っていない。このため、気象データを公表することが出来ない。データの公表について市はどのように考え責</p>	<p>2 に対する回答</p> <p>(1) に対する回答</p> <p>① 藤沢市役所一般環境大気測定局につきましては、気象業務法に基づき気象庁横浜地方気象台に届出を行っております。したがって、データの公表については、問題ありません。</p>



別紙 質問・要請に対する回答

質問・要請要旨	回答
<p>任をとるのか。今後の対応について回答願いたい。</p> <p>②藤沢市の違法データを使用した武田の環境アセスの「大気汚染」は無効となるので武田にやり直しを指導すべきである。この間環境アセスは完了していないので建設工事の凍結を指導すべき。違法な気象データ仕様について、市は武田をどのように指導したのか。経緯の説明を願いたい。</p> <p>(2) 動物焼却炉と住民の受ける実害・精神的苦痛について 武田は、藤沢聖苑・火葬場の2倍の焼却量を持つ実験動物焼却炉を計画している。県条例で火葬場は敷地境界から人家まで300m離さなければならないが、武田の敷地境界から数m離れたところに人家がある。 周辺住民は、焼却に伴うダイオキシンの蓄積による健康被害を受け、苦しむこととなる。建設しないよう指導して欲しい。</p> <p>3 市長参加の公開討論会を行うよう、再度要請致します。</p>	<p>② 前述のとおり、気象データの使用は問題ありません。 (事務担当 環境保全課)</p> <p>(2) に対する回答 武田薬品工業㈱が計画している動物焼却炉につきましては、神奈川県生活環境の 保全等に関する条例に基づく廃棄物焼却炉に該当いたします。このため、同条例に基づく廃棄物焼却炉に係る基準を満足するとともに、最新の公害防止対策技術が施された施設を導入し、施設の維持管理に充分努めるよう指導しております。 (事務担当 環境保全課)</p> <p>3 に対する回答 市民の健康不安、環境保全の観点につきまして、本市と事業者において、「環境保全に係わる協定」を締結し、排水を含む環境負荷の低減を協働で進め、<u>住民の方々の不安を解消</u>するよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解下さいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>